(短期退職時の手数料の取扱い)

第9条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の 丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた 紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

1ヶ月未満で退職した場合

80%に相当する額

3ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額

6ヶ月未満で退職した場合 10%に相当する額

丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の 2 払戻は行わないものとする。